

者にサービスを行う場合 共通項目ページ参照					
-----------------------	--	--	--	--	--

■ コラム 留意事項等について

■ 訪問リハビリテーションの見直しまたは新設加算の関連

項目	単位/日・月	算定期間	備考
① 短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位 /日	退院(退所)日または認定日から 3 月以内	①と②または③はセットで算定
② リハビリテーションマネジメント加算 I	60 単位 /月	算定要件を満たした期間※②と③は併算定不可	(1) リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直し。 (2) 介護支援専門員を通じて、訪問介護、その他の居宅サービス事業所従業者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達。
③ リハビリテーションマネジメント加算 II	150 単位 /月		(1) リハビリテーション会議を開催し、情報共有。会議の内容を記録。 (2) 計画を、医師が利用者または家族に説明し、利用者の同意を得る。 (3) 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を見直し。 (4) 必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供。 (5) 以下のいずれかに適合。 ① 訪問介護等の居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者または家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言。 ② 居宅を訪問し、家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言。 (6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録。
④ 社会参加支援加算	17 単位 /日	【評価対象期間】 1 月 1 日～12 月 31 日 【届出】	①通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行者数 5%以上。②リハビリテーション終了日から 14 日～44 日間に居宅訪問または情報提供を得て移行者が 3 ヶ月以上継